

---

---

令和 7 年度第 1 回北区子ども・子育て会議 議事要旨  
(令和 7 年度第 1 回 (通算 4 9 回) 北区子ども・子育て会議)

---

---

[開催日時] 令和 7 年 7 月 1 5 日 (火) 午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 1 0 分

[開催場所] 北とぴあ 1 4 階スカイホール

[次 第]

1 開会

2 諮問

子ども・子育て施策等に関する報告事項

(1) 物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について

(2) 山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について

(3) 第 1 子保育料の無償化について

(4) ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援) の拡大について

(5) 尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの開設について

(6) 在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について

3 その他

4 閉会

[出席者]

|       |    |       |     |       |    |
|-------|----|-------|-----|-------|----|
| 岩崎美智子 | 会長 | 石黒万里子 | 副会長 | 小林宏一郎 | 委員 |
| 田崎 郁恵 | 委員 | 中村 章子 | 委員  | 我妻 澄江 | 委員 |
| 漆原 浩子 | 委員 | 太田 京子 | 委員  | 鈴木 将雄 | 委員 |
| 田邊 茂  | 委員 | 長谷川伸城 | 委員  | 宮田 理英 | 委員 |
| 久慈 良智 | 委員 | 田窪 和美 | 委員  |       |    |
| 三田 理恵 | 委員 | 柳沼 智宏 | 委員  |       |    |

[配布資料]

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 資料 1 | 物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について     |
| 資料 2 | 山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について           |
| 資料 3 | 第 1 子保育料の無償化について                    |
| 資料 4 | ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援) の拡大について   |
| 資料 5 | 尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの開設について |
| 資料 6 | 在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について      |
| 参考資料 | 委員名簿・事務局名簿・座席表                      |

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは、定刻になりましたので、令和7年度第1回通算49回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、皆さんお忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、昨年度は第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討をはじめとして、子どもや子育て支援に関する様々な議論を行ってきました。そして、第6期北区子ども・子育て会議の委員の任期も、残すところあと1か月となりました。この2年間、私たちは北区子どもの権利と幸せに関する条例の制定に関わる議論をはじめとして、子ども・子育て支援総合計画や、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討、さらに子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題への対応など、幅広いテーマについて議論をしてまいりました。改めて振り返りますと、本当に密度の濃い2年間であったと実感しています。

第6期子ども・子育て会議は今日で最後となりますが、どうぞ皆様、最後までよろしくお願いいたします。

【事務局】

今年度最初の会議ということです。今期最後ということになるんですけども、最初ということです。この4月に新たに就任された方も含めて、委員の皆様をご紹介をしたいと思います。大変恐縮ですが、お名前をお呼びしますので、その場でご起立をいただければと思います。選出区分ごとにお呼びします。

—委員紹介—

—事務局紹介—

【会長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、(1)物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料の1をご覧ください。

物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券の支給についてということで、こちらにつきましては、国によるアメリカ関税施策等の影響を受けた支援ということで、国のほうで物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、こういった交付金が交付をされるということで、物価高騰で影響を受ける世帯への応援ということで、私どものほうではおこめ券を配布するということで、直近の6月の議会の最終日の補正予算のほうで計上して、今事業を進めているというものです。

物価高騰の影響、様々あるんですが、特にひとり親家庭が影響を受けるであろうというところで、児童育成手当を受給をしている対象の世帯に対しまして、児童一人当たり4,400円分のおこめ券を支給するというものです。

2番目の事業概要のところに対象が書いてあります、いわゆる直近の児童育成手当を受給支給の対象となっている人のところで、ちょうど1年前だと2,414人ということで、おおむね2,500人程度が支給対象となってくるというものです。

支援内容は申し上げましたとおり、米穀販売事業共済協同組合のほうで発行しています全国共通のおこめ券を、一人当たり4,400円分を支給をするというものです。

現在、事務の進めをしておりまして、予算ものということから、これから契約、そして、納品を経て、各世帯に郵送にて支給をしていくというものです。

説明は以上です。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。

いかがでしょうか。委員の皆様からご質問等がありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

大変いいことだと思うのですが、私どもの団体の会員から、これはこれとして、さらに多子世帯、子どもの多い家庭も実は食料費が大変なので、今回はこういうことに決まったにしても、今後、そういうことも考えていったらどうかという意見が出ました。私ども子ども支援の活動をしていて、中学生のご飯の量がすさまじいんですね。小学生のときの2倍ぐらい、3倍ぐらい食べる子もいてお米もとっても大変だと思うので、子どもの多い家庭のことも留意していただけたらと思います。よろしくお願いします。

#### 【会長】

そういったご意見もあるということで、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次にいきます。

(2) 山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

資料の2です。山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容についてということで、こちらは、以前も少し頭出しをしたものですが、今回具体的な事業内容がまとまってまいりましたので、改めてご報告をします。

概要のところはこれまで述べたとおり、山形県の戸沢村、お米の寄附という形で毎年200キロ程度いただいて、それを子ども食堂で活用しているというところ。戸沢村のほうから、ぜひ子どもの交流を実施したいという要望等を受けまして、できるだけ友好関係を深めていくという視点から、このような事業を実施したというところです。

今年の5月1日には、実際に子どもの交流をやるという覚書を締結しまして、具体的な内容を詰めてきたというところです。

そして、2の事業の概要ですが、8月3日から5日の二泊三日で、戸沢村のほうに、子ども食堂に通う児童・生徒9名が参加をして、この事業を実施するものです。

実際に、様々な自然の体験、社会体験を含めて、体験活動が子どもの成長をより豊かに、そして、人生の中でも深みを持っていくということを含めて、交流事業を実施するというので、様々な体験を戸沢村のほうとも調整しながら考え、実施に至るというものでして、お示ししてあるように川下りといったものから、実際に野菜を採ったこともないであろうということで野菜の収穫体験。これは、農家民宿という、農家が民宿をやっているんですが、そういったところから畑で実際に野菜を収穫してもらおう。それと、とれた野菜を使う、使わないも含めてですけども、地元の子どもたちの交流というところでは、一緒に料理をしようという話で今事業を進めております。

それと、この最上地域の歴史を学ぶということで、ふるさと歴史センターの見学。

それと、ここに行くまでは新幹線で行きますので、新幹線に乗るということも一つの体験という形になっています。

先ほど申し上げましたとおり9名ということで、中学生3人、小学生6名の9名が参加をします。

それと併せて、これ三つの子ども食堂から9名ということで、各子ども食堂のほうからも引率の大人がついてまいります。それと、事務局として私どものほうで参加という形になっています。

今後の予定ということで、実は今日なんですけども、保護者への説明会を実施したというところです。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

とても素晴らしい事業だなと思って、その上で、今回の参加者が中学校3名、小学生6名ということですが、選考基準的なものみたいなものがもしあれば。また、将来的にこの人数を、子どもたちに経験していただければうれしいなというふうに思っているのも、もちろん予算付きの話とも関わってくるんでしょうが、将来的に拡大をするご予定というか、そういうのがあるのかどうかをお聞かせいただければと思います。

#### 【事務局】

まず、選考基準というところでは、基本的には子ども食堂に通っているというところが大前提で、あとは若干人数でというところもあったんですけども、多少人数が増えても今回は受け入れる予定でございました。ただ、今後、参加する人が定員というか目安の人員より増えるようなことがあれば、もう少し分かりやすい選考基準というのを設けていく必要があるかなとは思っております。

それと、今後の拡大等も含めた方針ですけれども、今回9人ということですが、ただ、お問合せとしては6ぐらいの子ども食堂から、やはり関心があるということで、ただ、日程がどうしても参加するには合わないということもあったりしたので、場合によっては、当然予算の見合いもありますけれども、そういったことも視野には入れながら、事業の充実には努めてまいりたいと思っています。

#### 【会長】

ほかにいかがでしょうか。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、次にいかせてください。

(3) 第1子保育料の無償化について、事務局からご説明をお願いします。

#### 【事務局】

資料3、第1子保育料の無償化について、ご説明をします。

まず、1要旨です。

東京都におきましては令和7年9月から保育所等利用多子世帯負担軽減事業、こういった補助事業の対象を拡大しまして、第1子の保育料を無償化することといたしました。

つきましては、北区におきましても、本事業拡大の趣旨にのっとりまして、第1子保育料の無償化を実施することとして、関連する条例の一部改正などを行うものです。

こちら、条例等、必要な議事につきましては、先日閉会いたしました区議会第2回定例会におきまして議決をいただいたというところで、本日ご報告をします。

2、現況でございます。

まず、国の幼児教育・保育の無償化。これは、保育所等を利用します3歳から5歳までの全ての世帯、それから、0歳から2歳までの非課税世帯、こちらの保育料を無償化したものですけれども。これ、国の無償化にあわせまして、東京都におきましては令和元年10月から、独自の多子世帯負担軽減施策であります本事業を開始したところです。

そして、令和5年10月からは本事業を拡大しまして、まずは第2子の保育料を無償化したというところです。

そして、今般東京都におきまして、さらに事業を拡大し、第1子の保育料の無償化を実施するというものです。

続きまして、3、改正の概要です。

(1)の①のところには、本事業につきまして、東京都の事業の対象施設、それから、対象経費をお示ししています。

続いて、2ページ目に移りまして、一番上のところ、ウ、負担割合を記載しています。

こちらは、無償化の対象となります第1子の保育料、お支払いいただきます保育料に関する東京都と区市町村の負担割合をお示したもので、私立・公立、それぞれお示しの負担割合となっています。

続いて、②のイメージ図です。

こちらは、先ほどご説明したとおり、国の制度、現状の制度、今般の事業拡大後、この状況を整理してお示したものですけれども、令和元年の10月に国の取組によりまして、

まず3歳以上及び0から2歳の非課税世帯は無償化されております。したがって、このイメージ図の中は、0から2歳の課税世帯に対する負担軽減状況をお示ししているという図となっています。

その前提でご説明しますと、まず、表則にあります一番上の国の制度という行を見ていただきます。こちらが令和元年10月からの国の取組の状況。3歳以上の保育料を無償化した際に、0から2歳の課税世帯についてお示しのとおり負担を軽減しています。

これに対して、その下の行、現状の都制度というところを見ていただきます。こちらが、第2子以降について全て現在無償化されております。

そして、最後、一番下の行ですが、今般の制度拡大によりまして、これまで無償化の対象とされていなかった0歳から2歳の第1子。この図でいきますと、一番下の行の一番右です。右下の部分。こちらが、今回無償化となります。

これによりまして、収入、年齢に問わず、保育所等を利用する全ての児童につきまして、保育料が無償化となるものです。

最後、③の対象児童数ですが、この事業拡大に伴いまして、新たに負担軽減の対象となります児童数、こちら合計でお示しのとおり2,039人と見込んでおります。

以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。

委員の皆様から、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

0歳から2歳の保育料がことに高く、平均大体3万円ぐらいで、高いと6万円ぐらいですので、無償化されるのは本当に助かると思います。その上での質問なんですが、これまで高かったんで、これまで保育料が高いからということで預け控え、じゃあ、育休延長してみようというのが、保護者の方が、無償だったらということで需要の掘り起こしもきつとあるのかなと思うのですけれども。その需給バランスの想定であつたりとか、そういったものは想定とか検討をされているのでしょうか。

#### 【事務局】

今後の申込みの状況の見込みですが、正直言いますと、正確な見込みというところは立っていないというところです。

と言いますのは、今ご説明したとおり、令和元年度の3歳から4歳の無償化、それから、令和5年10月の第1子以降の無償化、対象が異なるというところ。例えば3歳以降ですと、選択肢としては、私立幼稚園も大きくなるというところであつたり、今委員からのご指摘の保育料の金額であつたり、そういった状況が異なるというところもありますので、なかなか過去の事例から見込むことは難しいかなと思っています。

ただ、一定程度やはり影響はあるだろうと思っています。

現状で言いますと、現状の保育園の在籍、申込み状況でいいますと、年度の当初は0歳児は空きがある状況、後半に進むにつれて、預けていただくご家庭もでてきます。

一方で、1歳児につきましては、なかなか空きが、地域にもよりますけども、相対的には空きが少ない状況。そういったこともありますので、そういった今後の例えば3歳以降、私立幼稚園、認定こども園等という選択肢もある中で、それも見据えた現状の保育園の定員の充足状況、そういったところも多分保護者の皆様方を見据えながら、経済的負担というところもあるかと思いますが、子どもにとってよりよい環境は何かというところも、やはり大きいことなのかなと思っておりますので、そういった意味で、なかなかエビデンス、数値的にこういう見込みですと示しはできないですが、区としては今後の定員の設定も含めまして、一定の影響があるだろうというところ、また、それから待機児童など、周辺のマンション等の開発状況も含めて、もろもろ総合的に勘案しながら、今後定員の設定等、また、この無償化の、現在保育園に在籍している保護者のみならず、これから必要という方についても、無償化の意義というところもしっかりお伝えしていくと考えておりますので、なかなか正確な見込みとかは出づらいつこですが、認識・今後の点については、以上となります。

#### 【委員】

ありがとうございます。特に1歳のクラスで預けたい人が預けられないというような影響が出ないように、定員設定等も注視いただければと思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の（4）にいきたいと思います。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡大について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

続きまして、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡大につきまして、ご説明をします。

まず資料、1、要旨のところですが、お示しのとおりですが、本事業につきましては、東京都の補助を受けて実施しているわけです。

このたび、令和7年度から東京都の補助内容が拡大されることに伴いまして、区としてもこの事業拡大をするというものです。

続いて、2、事業内容です。こちら現行の事業内容をお示しするものですが、まず（1）対象者ですが、こちら、未就学児の保護者となっています。

その下丸ぽつ一つ目、保育施設、いわゆる保育園等です。保育園等の利用に、また保育認定の有無を問わず利用できるという制度でして、その下に記載のとおり、幅広い理由で利用が可能という制度となっています。

続いて（3）利用上限時間です。児童一人当たり年度で144時間。多胎児、双子以上の場合につきましては、児童一人当たり年度288時間というのが、現状の上限です。

続いて、(6)利用実績ですが、本事業令和3年度事業開始以降利用実績お示しのとおり、連増しています。こうした状況も踏まえまして、このたび区としても事業拡大するというものです。

続いて、2ページ目おめくりください。

これらを踏まえまして、3拡大内容、今回の拡大内容です。

まず、この拡大内容につきましては、令和7年4月利用分から遡って対象とします。

(1)対象者の拡大です。こちら、現行は未就学児の保護者です。それに加えて、対象者に小学生の1～6年生の障害児の保護者を追加します。

続いて、(2)利用上限時間の拡大です。今回、未就学児のひとり親及び障害児の保護者の利用上限時間が、児童一人当たり年度で288時間。つまり、倍です。倍に拡大をします。これによりまして、未就学児の多胎児の保護者、それから、未就学児のひとり親、障害児、小学生も含めて保護者について、年度が288時間となるというものです。

最後、4、今後の予定につきましては、お示しのとおりです。既に区のホームページにも掲載して、周知を図っているところです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。

ご質問、ご意見等がありましたら、はい、どうぞ。

#### 【委員】

拡大内容、障害児が追加されたということについて、会員から意見が出されています。

もちろん障害児を対象にさせていただくのはとても素晴らしいことだと思うのですが、ベビーシッターさんが障害児を一時預かりするに当たって、どのような教育や研修を受けているのか知りたいということで。保育士や看護師などの資格は多分ないと思われるので、そういうことは大丈夫かと。障害児を家で預かる、保護者と共同保育として預かるということはとても大変なことで、そもそもいろんなところで障害があるから預かってもらえないという現状があるわけで、1対1なら大丈夫と思っているのかもしれないけれど、もちろん集団に比べて望ましい預かり方ではありますが、預かる側の保育レベルや、安全に預かっていただける保育の質を担保していただけるようお願いしたいということなので、その点どのような研修をするなど、教えてください。

#### 【事務局】

今、委員からご指摘いただきました障害児への対応です。

まず、本事業につきましては、東京都の補助事業ということで、この障害児も対象とするということは、東京都にのっとなって、区として対応していくもの。

それから、ベビーシッターの事業者さんですが、東京都の認定を受けた事業者を利用する必要があると。障害児につきましても、障害の程度、種類、そういったものが個々で違いがあるということですね。一概に障害児は制度の対象になりました、なので、全て対応できますというのは、なかなか委員ご指摘のとおり難しいところがあります。



実際どのように質を担保していくかというところですが、この制度につきまして、区の位置づけとしてはあくまでも、利用した際の利用料金、いわゆる経済的負担を軽減するという事業を区としては支援します。

一方で、実際の事業者さんの教育等につきましては、東京都のほうで認定する際に、今後、多分そういった課題も含めて対応されていくのかなと承知はしているところですが、東京都とのいろいろ打合せ等、会議等ありますので、そういった場で、そういった実際の利用者さんが困らないようにというところの質の担保というところは、区としてもしっかり訴えていきたいと思っています。

なので、具体的に個別にどういった保育をしていくか、ベビーシッターさんがどのように対応していくかというところにつきましては、現状につきましては、その事業者と利用者様が契約する際に、しっかりと調整いただくという、個々の対応になってしまうということです。

#### 【委員】

現状、障害児者でベビーシッターを利用されている方って、どの程度いらっしゃるのかしらって。現実的には、例えばヘルパーさんとか、そっちのニーズが高いのかなと思ってはいるんですが。現状でシッターさんを利用されている障害児者の小学生でどの程度いらっしゃるのか教えていただけますか。

#### 【事務局】

区におきまして、実際に具体的に対象の方は把握しているんですが、お子さまの状況、どういったお子さまが利用されているかというところまでは、全くそういった資料、提出等も受けていませんし、登録する際もそこまでは求めていませんので、把握をしていないということです。

#### 【会長】

よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

#### 【委員】

この利用対象の拡大自体はいいのかなと思うのですが、ネーミングがベビーシッターと言ったときに、小学生まで広がったときに、ベビーシッターということになじむのか。少し、ベビーシッター等みたいな、何かしら、この。すみません、形式的なところで大変申し訳ないんですが。何かもう少し利用が拡大していて、要はこういう制度によって、乳幼児の方から障害をお持ちの児童、まさに小学生のお子様まで、広く対象になっているというのがぱっと見たときに分かるようなものになっていると、何かもう少し周知というか、広がっていくのではないかなと思ったんですが、その辺りは何か検討されていることはありますでしょうか。

#### 【事務局】

名称につきまして、実際我々もベビーシッター、障害児、特に小学生、利用することについて、違和感が正直あるというところです。ただ、一方で、行政的な手続的なところ、いろんな様式だったり条例、要綱とか名称を変更すると、様々影響があるということもありますので、まずは、東京都がこの拡大するということを速やかに実行するという、実務的なところを優先しました。

今後は実際運用していく中で、今回拡大を踏まえて、この名称が適切なのか、事業の名称はこのままにするにしても、より周知する際には分かりやすい表現を使うとか、そういったところにつきましては、実際のサービスを必要とする方にしっかりと情報が届くような工夫はしてまいりたいと思っています。

いずれにしても、名称については、個人的にも含めて、少し違和感はあるかなとは認識しているというところです。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、この件について、よろしいでしょうか。

それでは、次にいきたいと思います。

(5) 尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの開設について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

資料5をご覧ください。

尾久駅前の北区民設子育てひろばの開設になります。新たに北区内に民設子育てひろばを1箇所開設しますという内容になります。

民設子育てひろばというのは、おおむね3歳までの乳幼児とその保護者が集まり、遊びながらおしゃべりをしたり、子育ての悩みを相談したり、ゆっくり過ごしていただくためのスペースになっております。

令和6年7月からこの民設子育てひろばを2箇所で運営しているのですが、今年度、尾久駅前の自転車駐車場内にあります尾久駅前観光PRコーナー、令和7年3月末に閉鎖しているのですが、こちらの跡地を活用しまして、3か所目の民設子育てひろばを開設するものです。

内容と今後の予定ですが、まず、区による改修工事を行い、それと並行しまして、事業者の選定をしていきます。ひろばの運営は、民間の事業者に委託して実施するものになっております。

その後、事業者による改修工事も行いまして、現状の予定では、令和8年2月の運営開始予定にはなっていますが、工事の状況等によって、スケジュールが変更になる場合があります。

1か所できることによりまして、王子・赤羽・滝野川地区の各地区1か所にひろばが開設するということになります。

次のページに、現在運営している2か所の施設の状況をお伝えしています。参考までに

ご覧いただければと思います。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

現在行っているいろむすび親子ひろばは週3回で、ほっこり～の北赤羽が週5日ということで、今回新しく開設される場所は、開設日数はどのような予定なのか。

それと、これを滝野川地区と言うのは、大分地域的に外れているということで、意外というか、滝野川の子どもと子育て中の方からすると、あまり便利がよくないのではないかという意見がありました。

それから、令和9年度に児童館が子どもセンターになる中で、民設のひろばの必要性や需要はあるのでしょうか。そこを教えてください。

【事務局】

まず、開設の日数ですが、今回、尾久駅前の自転車駐車場内のPRコーナーを閉鎖しまして、区の施設を活用して実施するものですので、できるだけ多くの方にご利用いただきたいということで、今のところ考えているのが週5日以上の実施をしていきたいと考えております。

続いて、滝野川地区ということですが、確かにおっしゃるとおりでして、あと、尾久駅前という駅前という立地としては良いと思いますが、利用状況が伸びるかというのは、正直不安に感じているところでもありますので、業者を選定するに当たっては、そういう集客の部分についての提案もしっかり見て、選定していきたいと思っています。

続いて、児童館との兼合いですが、児童館は主に区や指定管理の運営になっていますが、民間が運営するひろばという事業も、いろんな多方面から活用できるという面ではよろしいかなと思っているので、まずはこの3か所を設置して、状況を見ながら、今後の体制については考えていきたいと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

尾久駅前というと、一歩歩けば荒川区に行っちゃいますので、もし北区民の2歳児くらいのお母さまのお友達が荒川区民のお母さまが来たときに、そこは利用できないんですね。それを教えてください。

【事務局】

ひろば自体がどなたでも利用できる、気軽に寄っていただく施設となっておりますので、

とくに区民と荒川区民に関わらずご利用いただける施設となっておりますので、お誘いの上、ぜひ利用していただきたいなと思っています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

この用語について教えていただきたいのですが、民設という言葉ですよね。お伺いしていると、公設民営という感じのほうがいいかなと思うのですが、そうではなくて民設と表現するんですか。

【事務局】

今回場所は区の施設を使うのですが、運営としては民間の事業者にお願いするということで、そういった運営団体に対して補助金を出すという立て付けですので、表現としては民設ひろばということで運営します。

【委員】

はい、分かりました。

【会長】

ほかにご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次です。

（６）在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について、ご説明お願いいたします。

【事務局】

在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施についてです。

要旨になります。イヤイヤ期を迎える子どもを在宅で子育てをしている保護者の心理的な負担軽減や孤立防止のために、一時的に子どもと離れる自分時間を創出して、講座後には参加者による食事会を開催しまして、子育ての悩みや不安の解消などを図っていく事業です。

在宅子育て家庭を対象にした食事会の開催は、北区で初めての試みになりまして、区内で子育て支援を行っている団体への委託により実施します。

今年度はモデル事業としまして、年に４回実施を予定しておりまして、第１回の開催内容についてご報告します。

内容です。６月１８日水曜日に、コトニア赤羽内にありますＮＰＯ法人彩結びが運営しております、彩結びカフェで事業を実施しました。対象はイヤイヤ期を迎える頃であります２歳児を在宅で育児をしている母親と、その子どもになります。定員は２０組としておりますが、北区ニュースやＳＮＳを活用して募集しましたところ、定員を上回る２５組の

申込みがあり、抽選となりました。

参加費は無料となりまして、今回の講座内容は、リフレッシュ骨盤セルフケア講座を行い、食事会では最初の30分は母親のみで食事をして、交流を図る機会を設けました。

当日の様子を少しお伝えしますと、託児につきましては、今回母親と離れることが初めての子どもが多かったこともありまして、ほとんどのお子さんが泣いていたという状況だったのですが、しばらく時間が経つと落ち着いてきて、パネルシアターとかパラバルーンを行い、楽しく過ごしていた様子でした。

骨盤セルフケア講座につきましては、なかなか子育て中、自分の体について考える余裕がないので、講座を通してリフレッシュにつながった様子でした。

食事会では、母親同士で一人ずつ子育てのことについて話してもらう機会を設けたのですが、涙ながらに話をして、それを聞いて参加者も涙をするという光景が印象的でして、日頃から抱えていることについて吐き出すこととか、共感できるよい機会になったのではないかなというふうでした。

講座終了後にご協力いただいたアンケート結果を見ますと、ご好評いただいたものと感じています。

今年度は4回のモデル実施を考えており、四半期ごとに各1回開催する予定にしています。

第2回目につきましては9月末に開催する予定で今調整中でして、北区ニュースやSNSを通じて、周知を図りたいと思っています。

4回のうち1回は、父親とその子どもを対象にして、育児支援を図る予定にしています。ご報告内容は以上になります。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。

ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

今回のこの試みの託児に関するところなんですけど、2歳が20人いるので、すごく大変なんだろうなというのが予想されていたと思うんですが、その託児というのは保育資格だったりですとか、その20人の2歳児に対して、どういう方が何人程度フォローに入ってくれているのかといったところもお伺いしたいです。

#### 【事務局】

実際参加されたのが、児童数で、きょうだいも含めて20名程度いたのですが、スタッフとしては保育士資格を持ったスタッフがつき、人数としては、保育園の配置基準に準じ、歳児に応じた職員数を配置し、安全に保育ができるような環境で保育を行いました。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

今、自分の子どもがちょうど2歳でイヤイヤ期で困っているのも、本当にいい事業だなと思って聞いていました。今思ったんですが、自分の子どもが9月で2歳になったんですが、そうすると4月1日時点で1歳だったことになるので、そうすると、この事業の対象からは外れてしまうという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。4月1日時点で2歳ということでやっていますので、申し訳ございません。

【委員】

いやいや期が大体1歳半から始まるという話もあって、何かこの2歳でというのを広げるような考えというのも、検討の余地はあるんでしょうか。

【事務局】

今年度はモデル事業として年4回実施しまして、まず1回やったところでいろんな反響もみえてきたので、回数を重ねて、今年度総括しまして、よりよい事業にしていければと思うので、そういった年齢の部分とかも含めて、今後考えていきたいなと思っています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

食事会は1時間45分とっていた中で、前半30分はお母さま方のみの時間だったようですが、お母さまのみの時間は充分だったのでしょうか？

【事務局】

見た感じだと、けっこう話合いの場を重要視したような感じでして、一人ずつ発表形式みたいな感じで話していただいて、日頃の悩みとかを話す機会があったので、その後は食事を楽しみながら情報交換があったりする場も大事だなというのと、あと、子どもも合流して、お母さんと一緒に過ごすという時間も取りたかったので、30分は割と適切であったかなと感じております。

【委員】

教えてくださり、ありがとうございます。

今回の目的が「リフレッシュしていただくため」とのことでしたので、個人的にはもう少しお母さまのみの時間が長くても良かったのかな？と思い、質問いたしました。ありがと

うございました。

【会長】

ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

本事業に関していろいろご意見、ありがとうございました。

まず、1歳児のお子さんの話なんですが、今1歳児ですと、1歳児でしたら育休で保育園に入れないでというのをなさっている方結構いらっしゃって、児童館では輝きバースデーという1歳の誕生日をお祝いするようなそういった事業をやっているとして、2歳に対する支援というのはなかなか区として在宅だとなかなかということで、今回の事業を思いつきました。

それで、いろいろ確かに今回参加者の方からは非常に好評だったので、いろんなことを考えていきたいなという思いはあるのですが、ただ、事務局のほうからも説明があったとおりで、20名の募集に対して25しか申込みがなかったということでいうと、これだけの人数という、ちょっと来年度以降もっともっと盛り上げて、本当に予算がつけられるのかなとちょっと心配なところもあるので、皆さん、じゃあ、ぜひいろいろ区でこういったことをやっているんだということで、知り合いの方々にぜひぜひ広めていただけるとありがたいのかなと、そんな思いです。

あと、保護者さんの時間なんですが、確かにいろいろ時間についてはいろいろ確かに議論があると思います。私もちょっと当日、初回だということで見せていただいたんですけど、お子さんがお母さんから離れて2時間というのも、意外と限界だったのかなと、そんな気はします。またいろいろご意見を伺いながら、いい会にしていきたいと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

こちら、4回実施計画で、1回は父親を対象として、残り3回は母親対象としてということなんですが、そういうふうに母親と父親で対象を分けたほうが利用者さんが参加しやすいという、そういう配慮があるということでしょうか。

【事務局】

今回の検討に当たりまして、自分時間を創出するということで、母親の集まりの中に男性がいたりするというのも、話しにくいことがあるかなということと、あとは、お子さんと離れるとともに、ご家族とも離れる時間も作ることでリフレッシュにつながるのかなということで、今回のモデル事業につきましては、まずそう区分けして実施してみようと

考えて、実施しているところであります。

【委員】

いろんな会があってもいいのかなとも思いまして、お母さまとお父さまと混ざるようなときがあっても、それはそれでまた気分転換になったりするのかなと思いましたので、モデル事業ということで今回の得られたことをぜひ今後に生かしていければと思います。ありがとうございました。

【委員】

質問なんです、これは平日の日中にしていますよね。それで、子どもを在宅で育てる母親ということは、お父さんの場合は、子どもを在宅で育てているお父さんも日中集めてやるというご予定なんですか。

【事務局】

その点は、確かに就労しているお父さんが多いと思いますので、対象については、在宅に限定しないところはあります。

あとは、父親を対象にするときは、土曜日、休日を利用して開催する予定で今考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

今回25組の応募だったというところで、将来的な予算付けをどうしようとお悩みになられるところかもしれないのですが。ただ、先ほどのご報告を聞いていると、非常に利用者の声としては非常に好評だったというところがあったのではないかなと思うのですが。この開催したこと自体、そもそもこういう機会があるというのを多分知らない方のほうが多いんじゃないかなというふうに素朴な疑問として思ったところでして。この広報の仕方とか、また、こういった講座が行われるよということの実施の募集の広報の仕方について、今後何か取り組まれていくご予定があれば、教えていただきたいかと思います。

【事務局】

広報の方法ですが、今回の第1回目につきましても、一度北区ニュースに載せたところ、なかなか定員まで達しないということがあり、それで、きたハピモバイルアプリの発信であったり、区のSNSを活用したというところで、ようやく25名に達したというところであります。確かに、広報についてはより工夫していかないといけないなということで、第2回以降につきましては、その辺の好評だったことについて発信するとかということは考えて実施していきたいと思っています。

【会長】



ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

用意された報告事項は以上6点なのですが、これ以外に皆様方から何かございますでしょうか。

### 【委員】

交換便のチラシの件なんです、一つ目が。これまで区のご後援をいただいている公演については、交換便を利用してチラシをお願いできていたんですが、学校向けですね。それが、突然児童向けに月2回配信するきたコンで確認してもらう方法に変更するという連絡が、学校地域連携課から届いたと。それで、交換便の手間ですとか、先生方の労力軽減など様々な事情があつてのことだとは思いますが、多分必要最低限のものしか子どもたちは開かないんじゃないかと私も思います。

これまで親子でチラシを手にして行こうかと、相談できていたことが、これからはできなくなるということになって、ほかの自治体の子ども劇場からの情報では、そういったことで情報が多い中、学習に関すること以外の情報が見られなくなった、開かれなくなったと。デジタル化による弊害について伺っているとのこと。子どもたちが文化に触れる機会が減ることに、大きな危機感を覚えています。

やっぱり親子さんで一緒に生の舞台に接するとか、そういうところで感動を一緒に持って、あのときは楽しかったねとか、こういうことが非常に悲しかったねとか、そういった会話もとっても大事なことになるので、紙の配布も続けていただきたいと思うのですが、それは不可能なことなのでしょうか。

### 【事務局】

今、委員のほうからもお話ありましたとおり、学校の教員の働き方改革、教員の負担軽減に向けて取り組みを進めておりますが、今回、学校長会のほうから、何とか負担の軽減を図ってくれないかということで、このような対応をしたものです。

今、紙の配布物についてのメリットについても説明いただきましたが、子どもたちは一人1台きたコンの端末がありまして、データとして、そちらのほうから見ていただけることもできるだろうと考えています。

皆さんのほうから交換便を送っていただいた後に、学校では、そこからさらに教員が一手間を掛けて、チラシを各クラス分に数えなおして割り振ったりとか、チラシの内容について説明をしている実情もあるものですから、ご意見は承りますが、教員の負担軽減の観点から、まず、こちらのこういったやり方でしばらく運営をして、その上で、状況等も見定めて、また教育委員会の中で検討したいと、このような考えですので、ぜひご理解ください。

### 【委員】

この件に関しては、子ども向けのものだけじゃなくて、t e t o r uでしたっけ、保護者向けのもあるので、そちらも利用していただくということはできますでしょうか。

### 【事務局】

今、t e t o r uというお話があったんですが、保護者向けに対して緊急の例えば案内ですとか、学校行事の連絡等を使うためのソフトを入れています。

他自治体の運営等もご参考にしながら、我々も今年度から運営をしているところなんです、いわゆるイベントの周知みたいなものを大量に送ると、大切な学校からの情報を保護者の方が見落としてしまうという例が他の自治体で大変多くあって、そういったことを我々としては憂慮しているというところです。

なので、各団体の皆様のほうで、各種事業について、広く子どもたちあるいは保護者に対して周知をしたいということについて、十分承知はしておりますが、周知の仕方につきましては、今の子どもたちはデジタルを活用していますので、そういったところもぜひご協力・ご考慮いただいて、まずはこのやり方で当面やらせていただきたいと、このように考えているところです。

### 【委員】

はい。承りました。

それから、もう一つ。子どもの権利と幸せに関する条例のハンドブックについて、各年代向けのものが完成したということで、前回の会議で増刷しますというお話をいただいたんですが、図書館にもまだ置いていませんし、増刷がこれからされるとしたら、いつ頃、どのぐらい増刷する予定なのか、早く手にして学習会などを開きたいという意見が出ているので、その辺教えてください。

### 【事務局】

増刷、冊数についてはこれから見積り等を出しながらなので、具体的な数というのを申し上げられないのですが、特に需要があったと思われる絵本、それと、大人向け辺りを中心に、秋口ぐらいはなってくるかと思います。秋っていつだと言われるかもしれませんが、秋口ぐらいがめどかなと。それだけでやっているわけではないのですが、そういったところをご理解いただきながら、こちらとしても、できるだけ早く増刷できるように取り組んでまいりたいと思います。

### 【委員】

では、会員に秋口とお伝えしたいと思います。

それから、昨年度、この条例について学校でも出前講座が3校だったと思うのですが、今年度はどのくらいの回数を予定しているのかということの質問がありました。

それから、今日午前中に子ども食堂ネットワークの会議があって、そこでこの出前講座についてのチラシをいただいたんですが、そこに行かない人はこれを手にしないんですよ。それで、探したらホームページに載っていて、この情報が北区子どもの権利擁護委員の弁護士の方がお二人講師になるので、どうぞ申し込んでくださいと書いてあるんですが。やっぱりなかなかこれって、これも本当にチラシを手にして、やっているんだと、申し込んでいいんだみたいなことがあるので、やっぱり何でもデジタルでホームページを見てく

ださいと済ますというのが、なかなか目に入らないものだなとつくづく思いつつ、この事業自体は非常にいいものだなと思いました。10名以上で出前講座をしていただけたということですね。これ、どのぐらいの件数の申込みを想定しているのかということと、これ以外にも一般向けの講演会という予定がありましたら、お知らせください。

#### 【事務局】

そのチラシのところでいう想定の件数というと、想定というか、具体的な数字は10件あるといいなぐらいな。なかなかこちらでも周知方法はかなりしていくつもりではありますけども、伝わってないということになりますけども。努力は、庁内の他課に比べれば割とやっているほうだと思いますので、この資料、私どもだけでなく、皆様が広報していただくのが一番いいのかなと私は思っておりますので、そこはぜひご協力をいただきたいと思います。

それと、もう一つは、講演会は特段今年、去年は施行の年そのものでしたので力を入れてやりました。今年は講演会そのものというのは予定はしてないんですが、例えば、多くの人数が集まって、そういった会をやってほしいということがあれば、例えば、権利擁護委員を招いて、そういう講演会に類するものはできるのかなと思っています。

#### 【委員】

今日の話題と違うところだけど、その他ですね。

私も講演会にずっと参加していたんですが、今日が最後なので確認をいろいろお話ししようと思っています。

それは児童相談所のことです。今日初めて児相の開設部長さんをご参加をいただいておりますので、なおさら聞こうと思ったんですが。次回以降に、実際にはいろいろ進捗してお話が出てくるんだと思います。

今、開設に向けて、どこら辺まで進んでいるのかという現状のお話、いろいろな情報で知っていますが、改めてこの場でご発言をいただきたいと思います。

私もこれまで仕事で関わっていた職員などそういう方がたくさん、区内にもいらっしゃる、準備をスタンバイしている人がね。そういう方がいつやるというのは職員の方には通じているんですけど、我々にとってはいつどのぐらいのタイミングで開設するのかと。何回も開設時期については私はご質問しましたが、決まった回答は当時はありませんでした。それが多分変わってくるんじゃないかと思って、改めてご質問します。

以上です。

#### 【事務局】

今、ご質問いただきました児童相談所の開設についてご説明をします。

少し、すみません、口頭になって分かりにくい説明になるかもしれませんが、お願いいたします。

まず、令和9年2月を目途に児童相談所の開設に向けて、準備を進めてまいりました。昨今の現在約1年ぐらい前の時点では、議会と、また作成しました運営指針等にも、その令和9年2月という形で進めていました。令和6年度に、建設複合施設、赤羽台で建設す

るための建設工事のための入札を実施いたしました。９月と１２月、２回入札したところですが、不調という形に終わっていました。その時点で、令和９年２月の開設時期につきましては、今後の建設工事の入札状況を踏まえて、開設時期についてはまた改めてお伝えをするというところが、令和６年度１２月以降に、議会を含めてお伝えしたところです。

また、現在令和７年度になります。２回の入札不調を踏まえまして、修正設計等も取り組みまして、この令和７年６月に３回目の入札を実施しました。こちらにつきましても、入札は不調というような、現状になっています。

直近の６月の入札がうまくいった場合につきましては、また開設時期についてこの場でもお伝えしたいと思っていたところですが、令和７年６月の入札についても、不調だったというところがありまして、現在、児童相談所開設に向けて、入札の状況等を含めて、様々なことを今検討しているところでして、大変申し訳ないのですが、開設時期につきましては、現時点ではまだ明確にお伝えできる情報というのはないというところが現状です。

#### 【委員】

ありがとうございました。

大変な状況だというのはよく存じ上げています。かつて赤羽体育館が不調不調で大変当初予定より延びてしまったということもありまして、可能な範囲で行政の方々もご努力いただいて、今は物価が高い、建築費が高い、職人がいないとかいろいろな条件、そんな理由で、やっぱりものが高くなったり、工期が延びたり、いろんなことを身を持って体験しています。よく理解できるんですが、子どもたちや、そういう対象の方々、せっかく頑張って訓練をされているという方々に、一時も早くそういう実現をするように、部長さん、課長さん、他の方々にも、ご協力をぜひお願いしたいと思って、ひと言申し上げました。

次回からのこういう会議の中で、どんどんどんどん話題になっていくんだと思いますが、漏れ伺って参考にしたいと思います。ありがとうございました。

#### 【会長】

ありがとうございました。

#### 【委員】

この件について確認したいのですが、児童相談所の新しいのができるのは、全く未定なんですか。不明で見通し立たずですか。

#### 【事務局】

現在、入札が不調だったということで、それを持って現時点では、いつ建物が建つということについては未定というところです。

#### 【会長】

ご説明いただきまして、ありがとうございました。

皆さん大変気になっているところですので、関係者の皆様は、本当に努力をされていると思いますが、引き続き、子ども・子育て会議の場でも進捗状況等をお知らせいただける

とありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、その他ということで、事務局からお願いいたします。

#### 【事務局】

議題のほうは、報告書が全て終わりました。

改めまして第6期の子ども・子育て会議はこれで終了となるんですが、今期をもって退任される委員の方もいらっしゃると思いますが、この間、特にこの計画と条例と二つ大きな山を越えたということで、大変委員の皆様にはご苦勞をお掛けしたというところ、そして、また実のあるものができたと思っています。

そういった中で、会長が今回を持って退任をされるということですので、退任される委員を代表して、会長からひと言いただければと思いますので、よろしくお願いします。

#### 【会長】

座ったままで失礼いたします。

今、ご説明いただきましたように、今期限りで退任することになりました。私は第1期からお世話になっておりまして、先ほど最初のところでお話ししましたように、今日が49回目ということですので、私も49回この会に出たことになります。部会を入れますと、もっと多いですね。50回以上、この会に出させてもらいました。通算12年ということになりますでしょうか。最初の頃からお世話になった委員の皆さんも本当にたくさんいらっしゃいますし、それから、スタッフの皆さんも、初めの頃、子ども・子育て会議で知り合って、そして、ほかの部署に移られて、またこの会議に復帰されてきた、それぞれ偉くなって戻られた方々もたくさんいらっしゃいますので、本当になじみのある会議です。

私は住んでいるところは北区じゃないんですが、やっぱり何かと北区というと敏感に反応するようになりまして、大学が半分北区ですので、もう本当に地元のような気持ちであります。

ともかくこの会議は、委員の皆様が、本当によく勉強されていて、活発に議論をいただけるので、大変ありがたいと思いました。私はなるべく黒子に徹して意見を言わないようにと、そういうスタンスでやってきましたが、こちら側が心配する必要もありませんでした。ほかの自治体の話を聞きますと、いつもちゃんと意見が出ないで、シャンシャンで終わるということも聞いたことがあります。

そういう意味では、やはり北区のこの会議に出てらっしゃる委員の皆様は、本当に素晴らしいと思いました。子どもたちのこと、それから、親御さんのことをよく考えてくださっているなと思いました。

それから、こういうふうに会議に出させてもらおうと、事務局の皆さんがどれだけ綿密に考えてたくさん準備されているんだなということが、本当によく分かりました。特に条例に関しては、おそらくそんなに多くない人数で原案を考えて、そして、議会対策なども大変だったんじゃないかなと推測します。こちらの会議でも私どもは勝手なことも言いましたので、それを取りまとめて、よいものを作っていただいたということで、感謝申し上げます。

ということで、私はもう間もなく大学のほうも卒業しますが、北区のことは地元のよ

うな気持ちでおりますので、いつまでも気に掛けて、そして、何かのときにはまたお世話になるかと思えます。今後は、委員の皆様が、今まで以上に北区の子どもたちのために、ご尽力くださるものと期待しております。本当にどうもありがとうございました。

**【事務局】**

ありがとうございました。

**【会長】**

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回北区子ども・子育て会議を閉会とします。どうもありがとうございました。